

無国籍者認定制度の法学的意義と限界：国家法理論の諸課題
Legal Significance and Limitations of the Procedures for Determination of Statelessness:
Issues of the Legal Theory of States

渡貫 諒
WATANUKI, Ryo

国際基督教大学社会科学研究所
International Christian University, Social Science Research Institute

キーワード：無国籍認定制度、憲法理論、無国籍者の法的地位

1. 問題設定

本発表の目的は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が打ち出す無国籍削減のアプローチが有する国内法理論上の意味とその限界を考察することである。2010年の「国際法上の無国籍者の概念に関する専門家会合」の開催、その成果を踏まえた4つの無国籍に関するガイドラインの公表、そしてそれらを体系化した『無国籍者の保護に関するハンドブック』（2014a）の刊行などに代表されるように、UNHCRは無国籍問題に関して近年積極的な取り組みを行っている。こうした国際法の視点からの提言に加えて、無国籍者の実態調査も行っており、2016年3月現在でオランダ、英国、ベルギー、マルタ、フィンランド、アイスランド、ノルウェー等の状況が報告書として取りまとめられている。こうした一連の取り組みは、「無国籍者の特定と保護に対する国際的な関心の高まり」（Gyulai 2012）を反映したものといえる。だが、こうしたUNHCRのアプローチを法理論的な側面から考察した場合、国際法と国家の権限配分は避けて通れない問題となる。国際法が国家に優位するという国際法上位一元説を自明視しない限り、国際法上唯一の主体である国家の権限範囲、すなわちいかなる義務権利関係を国家が有しているのか、国家が最終的な判断権を有している範囲は何かという点は、国際法にとっても大きな関心事項となる。無国籍問題との関係では、「無国籍地位条約」（1954）および「無国籍削減条約」（1961）に加えて、各国の国家行動への働きかけを目的とするUNHCRのアプローチそのものが、国家との関係で考察すべき対象となる。なぜなら、無国籍者の予防および削減は、国籍唯一の原則が一般原則となっている国際社会における共通の関心事項といえる反面、無国籍条約への加盟国は少なく、無国籍問題への対応の多くが国家行動の裁量に依拠しているからである。

そこで本発表の考察対象は、無国籍の予防という国際社会の共通理解が、国内法に内在した理論から説明が可能であるかということである。国家法体系上、国籍法が国家の国籍付与等を規定するのが一般的であるが、その多くが無国籍は好ましくない現象として理解している。そうであれば、無国籍の予防及び削減は、単に国際法上の要請に留まらず、国内法上も何らかの規範を有するはずである。そうであれば、あえて国際法の立場から無国籍削減へのアプローチを提唱する意義はどこにあるのかという疑問へと辿り着く。こうした問題意識にたち、本発表は、UNHCRの打ち出すアプローチを議論の叩き台としつつ、いわゆる無国籍削減レジームが国内法上いかなる意義を有するのか、同アプローチは何からの新たな法規範を生み出すものなのか、について国内法の側から議論することを目的と

する。一連の考察を通じ、アーレントが投げかけた問題である「主権国家の体制の枠内で無国籍者に人権を保障することの不可能性」(アーレント 1972: 275)が、こうした無国籍認定制度によって解消されるのかについて国内法の側から答えを導くことが、本発表の最終的な目標となる。

2. 考察の方法・対象・構成

国家法体系一般と無国籍に関する法規範の理論的考察を目的とするため、本発表が考察の対象とするのは、特定の国の法体系ではなく、法治国家の一般原理である。とりわけ、国家法規範体系の中心である公法秩序に焦点を当てる。UNHCR ハンドブックが提示する一連の指針の中で、無国籍者が国内法との関係で問題となり得るのは、無国籍者がいる国家に滞在する権利の法的根拠および入国に関する権利に関する法的問題、そして自発的な国籍放棄の問題が挙げられる。無国籍者が国内法上の地位は複雑な問題である。無国籍は「国際的な人の移動を伴う文脈・伴わない文脈双方で起こりうる」(UNHCR 2014a)と指摘するように、無国籍の認定はある個人が無国籍者であるかを認定するのが不適切な場合も含まれている。すなわち、国際的な人の移動を伴う文脈で発生した無国籍者は無国籍認定が求められるが、「自国」に滞在したままの無国籍者には、無国籍認定は不适当であり、国籍付与を目的とした手続きが必要であるということである。すなわち無国籍者は「国民」とも「外国人」とも区別されていない状態を指すのであり、これが無国籍者の国内法上の地位を定める上で困難な問題を提起している。

もっとも、UNHCR のアプローチは国籍の意味について矛盾する態度をとっている。一面において、国籍は個人が「当該国家と深い牽連関係にある」ことを示す重要な意味合いを持ち、国家に対して「これらのものの社会への全面的統合を促進する政治的および道徳的意義を課す」ものとしているのに対して、無国籍認定が要求される場面では、無国籍者の削減という観点から、「国籍を与えることで無国籍であるという状況を解決する」ことを提唱している。ここでは国籍が、個人と国家の結びつきを示すものではなく、むしろ個人を国家体系の枠組みに埋め込む手段として用いられている。だが法理論の観点からは、無国籍者に対するアプローチ内で国籍概念が複数の意味合いを持って用いられることは、法的矛盾であるといえる。そこで本発表では、こうした概念的な矛盾を解決すべく、一般国家学の方法論を参照する。すなわち国家を一つの法体系と捉え、それを基軸として法的概念を確定していき、その相互関係を明らかにしていく手法である。これにより、法治国原理と人権保障体制のなかで、無国籍をめぐる法的問題の所在がどこにあるのか、UNHCR の提唱するアプローチの意義はどこにあるのかを明らかにしていく。

参考文献

Gyulai, Gábor. 2014. 'The determination of statelessness and the establishment of statelessness-specific protection regimes.' Alice Edwards and Laura van Waas. *Nationality and Statelessness under International Law*. Cambridge: Cambridge University Press.

UNHCR. 2014a. *Handbook on Protection of Stateless Persons*. <http://www.refworld.org/docid/53b676aa4.html>

UNHCR. 2014b. *Nationality and Statelessness: Handbook for Parliamentarians N° 22*. <http://www.refworld.org/docid/53d0a0974.html>

アーレント、ハンナ (1972) 『全体主義の起源』(大島道義・大島かおり訳)、みすず書房